

第 4 4 号議案

亀岡市行政手続条例の一部を改正する 条例の制定について

亀岡市行政手続条例（平成 8 年亀岡市条例第 2 5 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市行政手続条例の一部を改正する条例

亀岡市行政手続条例（平成 8 年亀岡市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 行政指導（第 3 0 条－第 3 5 条）」を
「第 4 章 行政指導（第 3 0 条－第 3 5 条）」を

第 4 章の 2 処分等の求め（第 3 5 条の 2）」に改める。

第 2 条中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ
繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例等
をいう。

第 3 条第 1 項中「第 4 章」を「第 4 章の 2」に改める。

第 3 4 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前
2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項
を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が
許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使

し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第34条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例等に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例等に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例等の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例等に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

(処分等の求め)

第35条の2 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等

に置かれているものに限る。)又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例等に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法律又は条例等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法律又は条例等の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(亀岡市税条例の一部改正)

2 亀岡市税条例(昭和30年亀岡市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第34条第3項」を「第34条第4項」に、「第2条第5号」を「第2条第6号」に、「第34条第2項」を「第34条第3項」に改める。

亀岡市行政手続条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 行政手続法の一部改正により、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに関する規定が設けられたこと等に伴い、本市条例において同様の規定を設けること。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行すること。